

令和6年度 町民自主企画講座 実施要綱

- 1 主 旨 本事業は、学習ニーズを反映させた町民が自ら企画する講座等の開催を支援することにより学習活動を活発化させていくものである
- 2 主 催 実施団体（実行委員会）
- 3 共 催 当別町教育委員会
- 4 対 象
 - ①申請者は町内に在住する成人とする
 - ②以下の団体及び内容についての事業は対象外とする
 - ・町からの助成金等で運営している団体
 - ・既存の団体による会員のみを対象とした事業
 - ・特定の政治、宗教に関する内容の事業
 - ・専ら営利を目的とした事業
 - ・その他教育委員会が不適切と認めた事項
- 5 実 施 内 容 広く町民を対象とした講座、教室、講演会、鑑賞事業などを町民有志により実施する場合、教育委員会が共催し、町広報掲載・町ホームページ等、広報活動に対し支援する。
- 6 事 業 実 施 方 法
 - ①共通の学習目的を持つ3名以上で教育委員会に申請
 - ・講師の選定及び依頼は原則申請者で行うが、必要に応じ教育委員会による助言及び推薦も行う
 - ②教育委員会にて申請を受け審査
 - ③審査のうえ事業実施が決定した場合、広報・チラシ配布等にて事業周知
 - ④参加申込者が10名以上の場合、実施する（10名未満の場合は実施見送りとする）
※ 事業の運営等は申請者が行う
 - ⑤申請者は事業終了後2週間以内に事業報告書（実績写真添付）を教育委員会に提出する
 - ⑥事業実施にかかる町有施設の使用料は無料とする
- 7 事業の費用 事業実施に際し、講師謝礼金がかかる場合、内容精査をし、事業報告書を受け、妥当な場合1講座につき5,000円を限度に負担する（所得税を含む）。